

川畑会計事務所 & カム ダイナミックス

令和5年8月3日

TEL 072-633-0444 FAX 072-634-2227

E-mail kawabatakam@nifty.com URL http://kawabatakam.news.coocan.jp/



各駅停車

Vol. 8 1

Take a chance and hedge against risks

プロ野球で満席の甲子園球場を見ているとコロナ禍の記憶が薄れてしまいそうだ。声援が許された結果、熱情あふれる言葉が行き交う。株価も高値を維持していることだし、日本の経済が回復基調に差し掛かっているのだろうか。WBC優勝を背景にして活気あふれる日本になったのだろうか。ウクライナの戦争、台湾への侵略、北朝鮮のミサイル飛翔などの問題が山積しているにも関わらず・・・

経済学者渡辺利夫氏のコラム「東アジアシステムー崩落と再生」(Hanada 9月号)から一部引いてみる。

「李王朝時代の朝鮮は清国を宗主国とし、みずからをその服属国とする君臣の関係にあった。服属の証として中華の礼式に服し、見返りに王号や爵位^{さくほう}を与えられて民の統治を委ねられる、そういう関係秩序のもとにおかれた。「冊封」である。服属国の王が中華の皇帝に貢物を献上し、これに対して皇帝が王に恩賜を与える、そのための儀式を朝貢という。東アジアシステムとは、国家関係を価値の上下や優劣により秩序立ててみる観念体系のことである。

礼にもとづく価値の秩序において最も高位に位置するものが中華であり、中華から外縁に向かって同心円状に広がり中華から遠くにある人種、民族、国家ほど価値において低いという上下関係が想定されていた。「華夷秩序^{かいていじょ}」である。日本は「華夷秩序」の埒外であった。朝鮮が「華夷秩序」の中に構造化され、日本がその埒外にあったというこの事実が、日朝関係の順調な進展を妨げ、ついには日清戦争に至らしめた背景要因であった。日清戦争は日本の勝利に終わった。東アジアシステムは終焉の時期を迎えた。アヘン戦争、日清戦争の敗北により、中国の国際的地位はみるも無残なほどに落ちぶれてしまった。

清韓宗族関係を破壊し、もって朝鮮を自主独立の国としなければ日本は危ういと考えた人物がいた。時の外務大臣・陸奥宗光である。(「蹇蹇録」に外交の推移が記述されている。)

列強がアフリカ、中近東のすべてを植民地支配化におき、南アジア、東南アジアを経て香港にいたり、さらには清国の沿海部都市を次々と租界地とするに至った。

最後に残されたのが日本。「さあ、どうする日本」^{かんせい}。

実は、陸奥宗光の青春と銘打った『陥穽』が日経新聞に連載中です。(著者 辻原 登) 後日機会があればご紹介します。

因みに「中国は今どうなっているのでしょうか」。再び、渡辺氏のコラムから。

南シナ海への暴力的な進出により、ここをみずからの影響圏に組み込み、さらには一带一路構想にもとづき、中央アジア経由のシルクロード経済ベルトならびにインド洋経由の海上シルクロードを通り、このベルト地帯に沿う国々の鉄道、港湾などのインフラ整備に乗り出している。また中国軍が台湾周辺で大規模なミサイル攻撃演習を展開、実にそのうちの五発を日本の排他的経済水域に落下させた。初めてのことである。このような好戦的で挑発的な対外政策は「戦狼」外交と呼ばれる。

弱小国には一带一路、強国には戦狼外交をもってみずからの影響圏を拡大しようという野心を隠そうともしない。東アジアシステムが百年余の歴史を超えて再度生まれようとしている。

暑中お見舞い
申し上げます



8月10日(木)～8月15日(火)は
夏期休業とさせていただきます。

◆ 今年10月からインボイス制度が始まります ◆

インボイス制度の開始時期が、迫ってきました。

この制度下では、原則、適格請求書等を保存しなければ仕入税額控除ができませんが、請求書等の交付を受けることが困難な一定の取引に係る仕入については、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができます。帳簿のみ保存の対象となる取引には、適格請求書等の交付義務が免除される税込3万円未満の公共交通機関による旅客の運送（公共交通機関特例）や従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費特例）など9種類あり、控除を受けるには帳簿に上記の9種類のいずれに当たるかを記載する必要があります。また、仕入名のほか、「仕入の相手方の住所または所在地」も記載する必要がありますが、公共交通機関特例や出張旅費特例など一定の取引については、記載が不要となります。

上記のものとは別に前々事業年度の課税売上高が1億円以下又は前々事業年度の課税売上高が1億円を超えていても前事業年度開始の日以後6ヵ月の課税売上高が5000万円以下の事業者が行う税込1万円以下の支払については、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる経過措置が講じられました。これは令和5年10月1日～令和11年9月30日までの期間のみとなります。

また、売上に係る対価の返還等（値引きや差引かれた振込料など）に係る金額が税込1万円未満である場合にも、返還インボイスの交付が不要とされました。

今年10月の制度開始に向け、まだの方は、適格請求書発行事業者登録番号の取得、請求書や領収書等への記載等の準備を間に合うように始めてください。

高齢者が相続税対策として生前贈与を行うのであれば「子ではなく孫にやれ」と言われることがある。それはなぜかといえば、子へ渡した財産は、贈与税がかかった上に、将来的に子から孫への相続が発生したときにまた相続税がかかるということが一つある。孫に直接渡してしまえば、課税のタイミングを一度減らせるというわけだ。

さらにもう一つ大きな理由に、孫への贈与は「生前贈与加算」の対象にならないという点が挙げられる。生前贈与加算は「贈与財産の持戻し」ともいわれ、死亡前3年以内（2027年以降、段階的に7年まで延長）に行われた贈与については、相続財産に戻して税金を課するというルールだ。余命わずかな資産家が、駆け込み贈与で相続財産を減らせないよう設けられた仕組みだ。

生前贈与加算の対象となるのは、配偶者や子といった法律に定められた相続人だ。逆にいえば相続人以外への贈与は、死ぬ1日前であっても持ち戻されない。そしてこれに当てはまる資産の承継先が孫というわけだ。つまり子への贈与は早いうちから計画的にやっておき、余った財産については死ぬ直前に孫にやれば、贈与税はかかるものの相続税を大きく減らすことが可能だ。

ただし、孫への贈与でも、例外的に持戻しの対象となってしまうケースもあるので、しっかり把握しておきたい。

例えば、孫が遺言で遺産を受け取るケースだ。生前贈与加算の対象となるのは、厳密には法定相続人ではなく、「相続で財産を受け取った人」となっている。つまり本来は持戻しの対象ではないはずの孫も、遺言で財産を渡すと書かれてしまうと持戻しの対象になってしまうのだ。逆に、本来は持戻しの対象となる子などの法定相続人でも、相続放棄をすれば持戻しの対象から外れることも併せて覚えておきたい。

次に、孫が生命保険金の受取人となっているケース。生命保険金を受け取ってしまうと、みなし相続財産を遺贈で受け取ったと認定され、1つ目のケース同様に生前贈与加算の対象に含まれてしまう。さらに孫は、法定相続人に認められている一人当たり500万円の生命保険控除も使えないため、相続財産は増えるのに控除枠は増えないと踏んだり蹴ったりだ。

また、孫が代襲相続人となっているケースもアウトだ。代襲相続人とは、本来の相続人である子がすでに死亡しているときに、その相続の権利が次世代に引き継がれる仕組みを指す。代襲相続人である孫は、子（孫にとっての親）に代わって法定相続人の地位を得るため、持戻しの対象となってしまう。

最後が孫養子だ。孫養子も3つめのケースと同様、法定相続人としての権利を得ているため、生前贈与加算を免れることはできない。

4 孫贈与の適格性 つにの財産の持戻し ケ用さの ースれる 戻し



～「納税通信」より～